

# 宇部市物品の購入に係る条件付一般競争入札事務処理試行要領

平成30年7月3日制定

## 1 趣旨

この要領は、宇部市（公営企業を除く。）が発注する物品の購入の入札に係る透明性、競争性、公平性をより確保するため、物品の内容によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する者が全て入札に参加することができる条件付一般競争入札の試行を実施するために必要な事務手続等について定める。

## 2 対象となる物品

- (1) 条件付一般競争入札は、原則として予定価格が1千万円以上の物品購入について実施する。
- (2) 予定価格が1千万円未満の物品購入において、物品の内容に特別な理由があるときは、条件付一般競争入札を行うことができる。
- (3) 予定価格が1千万円以上の物品購入において、物品の内容に特別な理由があるときは、市長が特に認める場合に限り条件付一般競争入札によらないことができる。

## 3 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者に必要な資格要件として、次の事項を定める。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定への該当の有無
  - イ 宇部市物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格を有する物品等の営業種目
  - ウ 本店、支店、営業所等の有無
  - エ 宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止等措置要領（平成15年11月18日制定）に基づく指名停止の有無
  - オ その他必要と認める事項

## 4 入札参加資格確認申請に必要な書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ その他必要な書類

## 5 公告

- (1) 公告の内容
  - ア 入札に付する事項
    - (ア) 物品名
    - (イ) 納入場所
    - (ウ) 物品の概要（規格、数量等）
    - (エ) 納入期限
    - (オ) その他
  - イ 入札参加資格
  - ウ 仕様書及び入札条件（以下「仕様書等」という。）の配布又は閲覧の場所及び日時
  - エ 契約条項を示す場所

オ 入札を執行する場所及び日時

カ 入札保証金

キ 無効入札

ク 落札者の決定方法

ケ その他必要な事項

## (2) 公告の方法

### ア 公告期間

公告から入札参加資格確認申請書提出期限までは、10日（初日及び土日祝祭日を含む。）とする。ただし、必要と認めるときは、5日までに短縮できるものとする。

### イ 掲示方法及び情報提供

公告は、市役所及び北部総合支所に掲示するとともに、契約課、市民活動課及び北部地域振興課で閲覧に供するものとする。

掲示を行った情報は、宇部市ウェブサイトに掲載し情報提供を行うこととする。

## 6 申請期間

入札参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、5(2)アの公告期間内に4の書類を契約課に提出するものとする。

## 7 仕様書等の配布

(1) 仕様書等の配布は、電子データの仕様書等を宇部市ウェブサイトからインターネット配信することにより行うこととする。

(2) 仕様書等の配布を希望する者は、(1)の仕様書等をダウンロードすることとする。

## 8 質問書の提出及び回答

(1) 仕様書の内容に質問がある場合、担当課において物品内容質問書（様式第2号）によりファックスで受け付ける。

(2) 質問の受付期間は、原則として入札公告の日から7日（初日及び土日祝祭日を含む。）とし、物品内容質問回答表（様式第3号）により質問者にファックスで回答する。

## 9 入札参加資格の確認

契約課長は、申請者から提出された入札参加資格確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）について資格の確認を行うものとする。

## 10 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の適合又は非適合を決定したときは、契約課長は、入札参加資格適合・非適合通知書（様式第4号）により、申請者にその者に係る確認結果を通知するものとする。

## 11 無資格者への理由の説明

契約課長は、入札参加資格非適合の通知を受けた者から、非適合理由説明申出書（様式第5号）の提出があったときは、その理由を説明するものとする。

## 12 入札の中止

入札参加資格を有する者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止することがある。

## 13 その他留意事項

(1) 申請書類の作成に係る費用は、全て提出者の負担とする。

(2) 提出された申請書類は、宇部市物品の購入に係る条件付一般競争入札の資料として

の使用以外に、申請者に無断で使用してはならない。

14 必要事項

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。